

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	総合政策部 ふるさと発信課 (いわき市行政嘱託員(区長) 連合協議会)
監査の種類	平成29年度 行政監査 (29監第34号 平成30年2月27日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年3月29日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
① 会計規程の整備について ・ 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。	平成30年 3月29日
・ 市の財務規則に準じて事務処理を行っているが、同規則では認められていない立替払いが見受けられた。	平成30年 3月29日
② 団体事務と市の業務との混同について ・ 切手等の購入において、市の予算から支出されていた事例が見受けられた。	平成30年 3月29日
・ 補助金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。	平成30年 3月29日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>① 会計規程の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。団体事務の透明性・公正性確保の観点からも、決裁権限、経理方法等を定める規程の整備を行うことが望ましい。 市の財務規則に準じて事務処理を行っているが、同規則では認められていない立替払いが見受けられた。事故防止の観点から、適正な支払事務を行うよう改善されたい。 	<p>[指摘事項が発生した原因] 会計処理に関する規程については、その必要性の認識が不十分であったため、これまで整備していませんでした。</p> <p>[措置した内容] 今回の指摘を踏まえ、団体事務の透明性・公正性確保を図るため、平成30年度末を目途に、規程の整備を進めて参ります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因] 立替払いについては、業務多忙等により事前に出金ができず、立替払いにて支払いを行ったものです。</p> <p>[措置した内容] 今回の指摘を踏まえ、今後は、スケジュール管理等に留意しながら、再発防止の徹底を図って参ります。</p>
<p>② 団体事務と市の業務との混同について</p> <ul style="list-style-type: none"> 切手等の購入において、市の予算から支出されていた事例が見受けられた。事務を担当する職員においては団体事務なのか市の業務なのかを意識して事務を執行する必要があり、予算の執行においても明確に区分されたい。 	<p>[指摘事項が発生した原因] 事務担当を引き継いでいく中で、団体事務と市の業務の明確な区分ができていなかったため、団体事務における通知文書の送付を市の予算から支出しておりました。</p> <p>[措置した内容] 今回の指摘を踏まえ、今後は、団体の予算として郵送費を計上し、団体事務と市の業務とを明確に区分しながら、適切に事務処理を進めて参ります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<ul style="list-style-type: none"> 補助金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。担当者を分けるなど、相互牽制が図られる体制を取られるよう改善されたい。 	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>事務担当を引き継いでいく中で、団体事務と市の業務の明確な区分ができていなかったため、団体の事務である補助金の申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していたものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今回の指摘を踏まえ、今後は、団体事務と市の事務の担当を分けることとし、相互牽制が図られる体制に改善して参ります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	農林水産部 農業振興課（いわき市農業生産振興協議会）
監査の種類	平成29年度 行政監査（29監第34号 平成30年2月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年4月4日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
① 会計規程の整備について ・ 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。	平成30年 4月4日
・ 口座から引き出した現金について、1カ月程度金庫等に保管されていた例が認められた。	平成30年 4月4日
・ 資金前渡された現金について、精算がなされていない旅費が見受けられた。	平成30年 4月4日
② 団体事務と市の業務との混同について ・ 切手等の購入や旅費等において、市の予算から支出されていた事例が見受けられた。	平成30年 4月4日
・ 補助金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。	平成30年 4月4日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>① 会計規程の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。団体事務の透明性・公正性確保の観点からも、決裁権限、経理方法等を定める規程の整備を行うことが望ましい。 口座から引き出した現金について、1カ月程度金庫等に保管されていた例が認められた。現金を長期間保管することは、盗難等のリスクも考えられることから、公金に準じた事務処理を検討されたい。 資金前渡された現金について、精算がなされていない旅費が見受けられた。 	<p>〔指摘事項が発生した原因〕 規程の必要性の認識が不十分だったため、これまで整備していませんでした。</p> <p>〔措置した内容〕 協議会において、会計処理に関する規程について検討し整備していきます。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕 請求書提出の遅延や業務繁忙による事務処理の遅延により現金を長期間保管することになりました。</p> <p>〔措置した内容〕 以後、公金に準じた事務処理を実施していきます。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕 領収書への受領印を持って精算とみなし処理していました。</p> <p>〔措置した内容〕 未精算旅費について、早急に精算処理しました。</p>
<p>② 団体事務と市の業務との混同について</p> <ul style="list-style-type: none"> 切手等の購入や旅費等において、市の予算から支出されていた事例が見受けられた。事務を担当する職員においては団体事務なのか市の業務なのかを意識して事務を執行する必要がある、予算の執行においても明確に区分されたい。 	<p>〔指摘事項が発生した原因〕 農業振興策を一体的に遂行していく中で、団体事務と市の業務との予算区分を明確にしておらず、支出先に誤りがありました。</p> <p>〔措置した内容〕 団体事務と市の業務の区別を明確にし、団体事務予算執行にあたっては、団体予算内で措置して参ります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<ul style="list-style-type: none"> 補助金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。担当者を分けるなど、相互牽制が図られる体制を取られるよう改善されたい。 	<p>〔指摘事項が発生した原因〕 人員不足と業務繁忙により、同一職員による交付事務処理となりました。</p> <p>〔措置した内容〕 担当業務の混同がないよう人員配置の見直しを図りました。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	土木部 土木課 (一般国道6号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会)
監査の種類	平成29年度行政監査(29監第34号 平成30年2月27日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年3月22日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
① 会計規程の整備について	平成30年 3月22日
・ 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。	
・ 口座から引き出した現金について、1カ月程度金庫等に保管されていた例が認められた。	平成30年 3月22日
・ 預金通帳と通帳印を同一の職員が保管していた。	平成30年 3月22日
・ 領収書が添付されていない支出票が認められた。また、領収日が記載されていない領収書が認められた。	平成30年 3月22日
② 団体事務と市の業務との混同について	平成30年 3月22日
・ 市の文書と、団体事務により作成された文書が区分して管理されておらず、同一のファイルに綴られていた。	
・ 補助金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。	平成30年 3月22日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>① 会計規程の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。団体事務の透明性・公正性確保の観点からも、決裁権限、経理方法等を定める規程の整備を行うことが望ましい。 口座から引き出した現金について、1カ月程度金庫等に保管されていた例が認められた。現金を長期間保管することは、盗難等のリスクも考えられることから、公金に準じた事務処理を検討されたい。 預金通帳と通帳印を同一の職員が保管していた。事故防止の観点から、それぞれ保管者を分けて管理するよう検討されたい。 領収書が添付されていない支出票が認め 	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>団体の設立以降、市の財務規則に準じた支出・収入等の会計処理を行っており、透明性や公正性が確保されているものと認識しておりました。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>団体の会計処理については、引き続き市の財務規則に準じた事務処理を徹底するとともに、決裁権限、経理方法等を定める規定の整備に向けた検討を行い、団体事務の透明性や公正性の確保に努めて参ります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>現金の引出日以降、再三にわたり相手方に支払いの連絡を入れていたが、相手方の都合により、実際の支払日が1ヶ月後となってしまったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今後は、口座からの引き出しから支払いまでの期間に時間を要さないよう、支払相手方との密な連絡をとるなど、再発防止に向けて、適正な事務処理に努めて参ります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>紛失等の防止を図る観点から、同一の職員が同一の保管庫（金庫）に保管していたところで</p> <p>[措置した内容]</p> <p>指摘日以降、預金通帳と通帳印については、各々を管理する職員を定め、施錠可能な保管庫（金庫）へ別々に保管し、事故防止に努めて参ります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>られた。また、領収日が記載されていない領収書が認められた。領収書等については、支出の根拠となるものであることから、適正に処理すべきである。</p> <p>② 団体事務と市の業務との混同について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の文書と、団体事務により作成された文書が区分して管理されておらず、同一のファイルに綴られていた。業務の混同を防ぐため、ファイル等についても区分すべきである。 ・ 補助金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。担当者を分けるなど、相互牽制が図られる体制を取られるよう改善されたい。 	<p>領収書が添付されていない支出票については、別団体の簿冊に綴ってしまっており、また、領収日が記載されていない領収書については、日付の記載が漏れてしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>領収書の添付については、正規の簿冊で保管し、また、領収日の記載については、支払い時に相手方からの記載漏れがないよう、事務局内の別職員による二重確認を行うなど、適正な事務処理に努めて参ります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>文書内容が同一または関連するものについては、団体事務として同一のファイルに綴ってしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>指摘日以降、市の文書と団体事務により作成した文書については、別々のファイルを作成したところであり、次年度以降についても、業務の混同を防ぐため、ファイル等の区分を行うなど、適正な事務処理に努めて参ります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当団体における補助金については、団体設立以降、申請事務と交付事務を別々の職員が担当し、市と団体の相互牽制を図ってきたところでは、</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>引き続き申請事務と交付事務を別々の職員が担当し、市と団体の相互牽制が図られる体制のもと、適正な事務処理に努めて参ります。</p>